

(様式第 5 号) (第 13 条関係)

公

告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 27 日

長野県上松技術専門校長 安藤 哲也

記

- 1 入 札 の 目 的 建設工事の請負契約
- 2 工 事 名 上松技術専門校電灯設備改修工事
- 3 工 事 個 所 名 木曽郡上松町大字小川 3540 番地、3550 番地

長野県上松技術専門校及び寄宿舍

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。
  - ア 電気工事について入札参加資格を付与されていること。
  - イ 資格総合点数が 816 点以上であること。
  - ウ 木曽地域振興局管内、松本地域振興局管内及び北アルプス地域振興局管内の何れかに、本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
  - エ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
  - オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
  - カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
  - キ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと

5 工事（業務）完成期限 工事開始日（契約日の翌日）から約 220 日間（令和 8 年 2 月 27 日まで）

6 前 金 払

原則として、1 件の契約額が 100 万円（50 万円）以上の工事等について、契約金額の 6 割の範囲内で前金払をします。

## 7 部 分 払

原則として、1 件の契約額が 50 万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

## 8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を本校ホームページのほか、令和 7 年 6 月 27 日（金）から令和 7 年 7 月 17 日（木）まで次の土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間、次の場所において縦覧に供します。

木曽郡上松町大字小川 3540 番地  
長野県上松技術専門校  
電話 0264（52）3330

## 9 現 場 説 明 日 時

行いません。

ただし、現場確認が必要な場合は、事前に上松技術専門校へ連絡してください。

## 10 入 札 の 手 続 等

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 17 日（木） 午前 11 時 00 分

イ 場所 長野県上松技術専門校 研修室

### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、様式 1 に上記 4 に掲げる資格を有することを証する書類を添付して、令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日 13 監技第 47 号）第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第 3 に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

## 11 入 札 保 証 金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。

(2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

## 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

## 13 債務負担行為 無

## 14 契約書作成の要否 必要とします。

## 15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 16 その他

- (1) 詳細は、入札心得によります。
- (2) 設計図書に関する質問は、令和7年6月27日（金）から令和7年7月7日（月）午後5時までに、様式2により本校メールアドレス（[agemagisen@pref.nagano.lg.jp](mailto:agemagisen@pref.nagano.lg.jp)）あて送信してください。
- (3) 質問に対する回答は、令和7年7月11日（金）午後5時までに本校ホームページに掲載します。